

消 防 特 第 6 6 号  
1 7 保 安 第 1 0 号  
平 成 1 7 年 3 月 3 1 日

関係道府県消防防災主管部長 殿

消 防 庁 特 殊 災 害 室 長

原子力安全・保安院保安課長

石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置  
等に関する省令の一部を改正する省令の施行について（通知）

石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令（平成17年総務省・経済産業省令第2号）が本日公布・施行されました。

今回の改正は、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）に基づき、総務省・経済産業省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成15年総務省・経済産業省令第4号）を制定して実施してきた構造改革特別区域における規制の特例措置について、全国展開をするとともにレイアウト規制に係る基準の特例を定めることをその内容とするものです。

貴職におかれましては下記事項に十分留意の上、その運用に配慮されるとともに、貴道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知においては、法令名について次のとおり略称を用いたのでご承知おき願います。

- ・石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）・・・法
- ・構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）・・・特区法
- ・石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令（昭和51年通商産業省・自治省令第1号）・・・レイアウト省令
- ・石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令（平成17年総務省・経済産業省令第2号）・・・改正省令
- ・総務省・経済産業省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成15年総務省・経済産業省令第4号）・・・特定事業省令

## 記

### 第1 基準の特例に関する規定の制定及び従前からの特例に関する規定の廃止に関する事項

- 1 規制の特例措置の全国化に対応するため、総務大臣及び経済産業大臣がレイアウト省令第9条から第12条の規定により確保される安全性と同等の安全性を有する措置を講じているものと認めた場合は、当該各条の規定は適用しないものとしたこと。(レイアウト省令第12条の2関係)
- 2 第12条の2の制定に伴い、従前より限定的に設けられていた基準の特例に係る規定を廃止したこと。(レイアウト省令第10条第3号関係)

### 第2 その他改正省令の運用に関する事項

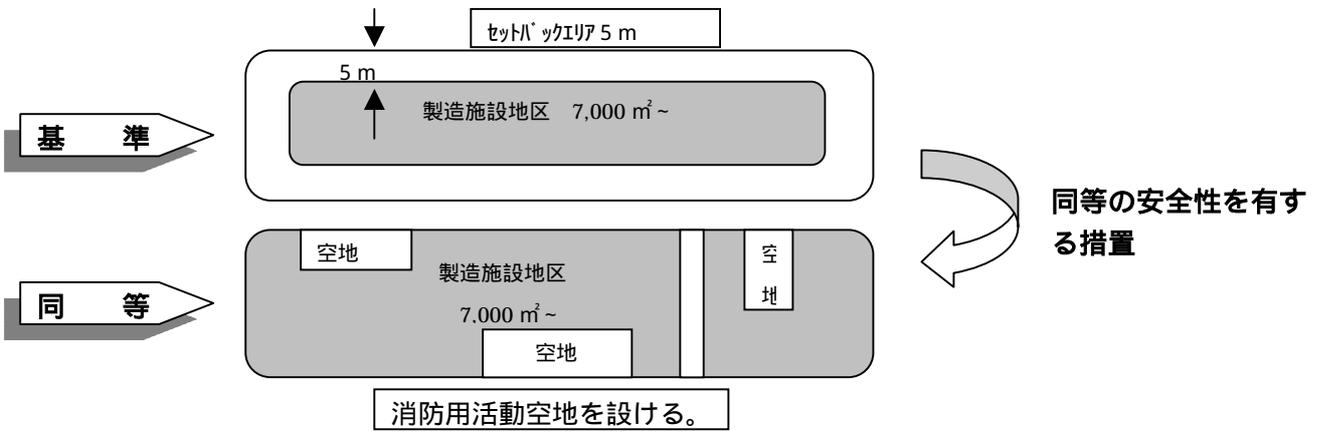
- 1 規制の特例措置の適用に係る総務大臣及び経済産業大臣が認める措置の判断は、法第5条及び法第7条に基づく新設等の届出に際して行うので、特別な手続きは必要ないものであること。
- 2 規制の特例措置に係る同等の安全性の判断については、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見は極めて重要なことから、法第5条第4項に基づく意見照会に際しては、特段の配慮をされたいこと。
- 3 すでに特例措置の適用を受けたものについて、別紙により具体例として示すので参考とされたいこと。また、今後も特例措置の適用を受けたものについては、順次通知により示すことを予定していること。

### 第3 経過措置等に関する事項

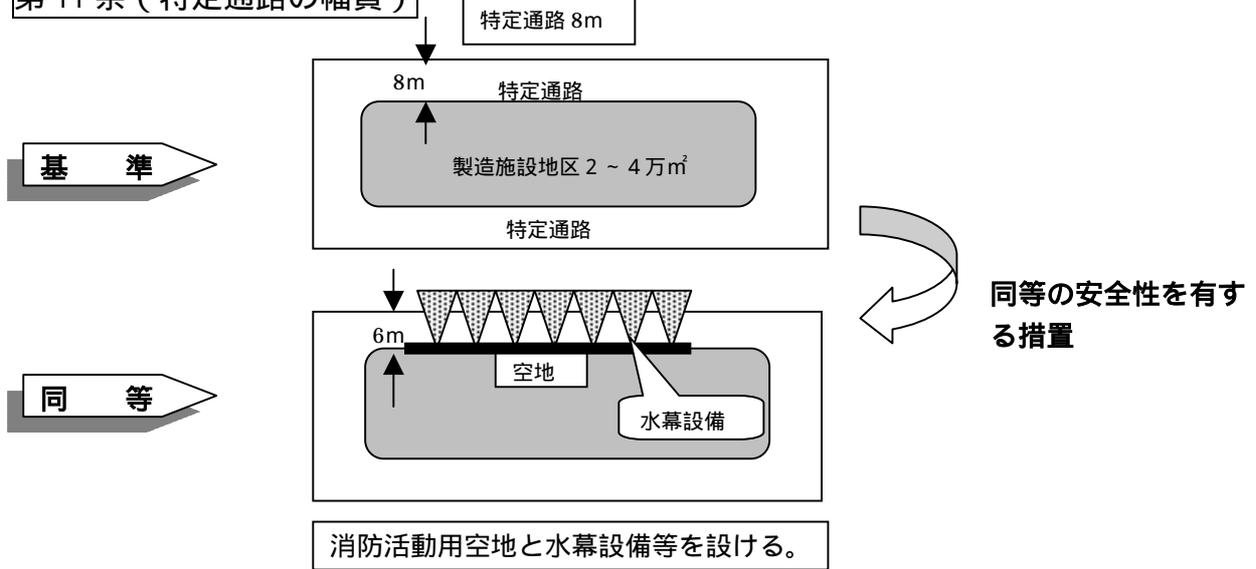
- 1 規制の特例措置の全国化に伴い、特区法第3条第2項に基づき制定された特定事業省令を廃止したこと。(改正省令附則第2項関係)
- 2 特定事業省令の廃止に伴い、同省令に基づき規制の特例措置の適用を受けていたものに対する経過措置を設けたこと。(改正省令附則第3項関係)

# 特例措置の具体例

## 第10条（施設地区の配置の基準）



## 第11条（特定通路の幅員）



## 第12条（通路の配置及び形状の基準）

